

国自整第181号
令和7年12月12日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

物流・自動車局長

完成検査終了証が発行された自動車及び一時抹消登録等がされた自動車に係る自動車部品を装着した場合の新規登録等における取扱いについて（依命通達）

別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あてに通達したので、本取扱いに関する了知いただくとともに、貴会参加会員（組合員）に対し周知方お願ひいたします。

国自整第181号
令和7年12月12日

各地方運輸局長 殿
沖縄総合事務局長 殿

物流・自動車局長

完成検査終了証が発行された自動車及び一時抹消登録等がされた自動車に係る自動車部品を装着した場合の新規登録等における取扱いについて（依命通達）

近年、自動車ユーザーの使用形態が一層多様化しており、道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第7条の新規登録（検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車は法第59条の新規検査。以下同じ。）及び法第71条の予備検査（以下「新規登録等」という。）における負担の一層の軽減を図るため、法第75条第4項における完成検査終了証の発行後、譲渡されてから新規登録等までの間に自動車部品を装着（取替え及び取外しを含むものとする。以下同じ。）した自動車の取扱い又は法第16条の一時抹消登録（検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車にあっては、法第69条第4項の規定による自動車検査証の返納。以下「一時抹消登録等」という。）後から新規登録等までの間に自動車部品を装着した自動車に対する法第94条の5第5項の保安基準適合証の取扱いを保安上後退することができない範囲で見直し、令和8年1月1日以降は下記によることとしたので了知するとともに、関係者に周知徹底を図り、今後はこれにより遺漏なきよう取扱われたい。関係団体には別紙のとおり通知していることを申し添える。

また、この取扱いの実施に伴い、使用の過程にある自動車における道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号。以下「施行規則」という。）別表第2に規定する新規検査及び予備検査並びに指定自動車整備事業規則（昭和37年運輸省令第49号。以下「指定規則」という。）別表第2に規定する構造に関する検査において、当該自動車の長さ、幅及び高さ並びに車両重量が当該登録識別情報等通知書、自動車検査証返納証明書又は限定自動車検査証（以下「登録識別情報等通知書等」という。）の記載事項と同一であるかどうかを視認により検査する場合にあっても、下記に準じた取扱いとするので併せて了知されたい。

なお、自動車部品を装着した自動車の構造・装置に係る道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号。以下「保安基準」という。）への適合性の判断に当たっては、当該自動車部品が装着された状態において保安基準の各条項に適合していること

が必要であること、及び、自動車部品を装着したことにより自動車の構造・装置が保安基準に適合していない場合にあっては、新規登録後において、法第 54 条又は法第 54 条の 2 に基づく整備命令及び法第 94 条の 8 に基づく保安基準適合証の交付の停止等の対象となりうることを念のため申し添える。

記

1. 完成検査終了証及び保安基準適合証の取扱い

新規登録等の際に車両の提示に代えて提出される完成検査終了証及び一時抹消登録等を行った自動車に対し指定整備事業者が交付する保安基準適合証に係る取扱いについては、以下によるものとする。

(1) 記 1 に用いる用語の定義は次によるものとする。

- ① 「簡易な取付方法」とは、手で容易に着脱できる取付方法をいう。
- ② 「固定的取付方法」とは、簡易な取付方法又は恒久的取付方法以外の取付方法をいう。
- ③ 「恒久的取付方法」とは、溶接又はリベットで装着される取付方法をいう。
- ④ 「指定部品」とは、ユーザーの嗜好により追加、変更等する蓋然性が高く、安全の確保、公害の防止上支障が少ないエア・スポイラ、ルーフ・ラック、ショック・アブソーバ、トレーラ・ヒッチ等、「自動車部品を装着した場合の構造等変更検査時等における取扱いについて（依命通達）」（平成 7 年 11 月 16 日自技第 234 号、自整第 262 号）に示す指定部品をいう。（以下同じ。）
- ⑤ 「指定外部品」とは、指定部品以外の自動車部品をいう。

(2) 次の各号の一に該当する場合には、新規登録等を行う自動車に発行され譲渡された者の完成検査終了証を無効としないと取扱うとともに、一時抹消登録等を行った自動車に対し構造等に関する事項に変更がないものとして指定整備事業者が保安基準適合証の交付を可能とする又は交付された保安基準適合証を無効としないものとする。ただし、施行規則第 36 条第 5 項及び第 6 項に規定する基準の対象装置の改造や変更を行った場合における完成検査終了証の取扱いについては、この限りでない。

- ① 簡易な取付方法により自動車部品を装着した場合
- ② 指定部品を固定的取付方法により装着した場合
- ③ 指定部品を恒久的取付方法により装着した状態、又は、指定外部品を固定的取付方法若しくは恒久的取付方法により装着した状態において、当該自動車の長さ、幅及び高さ並びに車両重量が、完成検査終了証又は登録識別情報等通知書等に記載されている値に対して、次表の種別に応じ

て適用される項目ごとのいずれの範囲内にも含まれる場合

項目	範囲	種別
長さ	±3cm	検査対象軽自動車、小型自動車、普通自動車、大型特殊自動車
幅	±2cm	
高さ	±4cm	
車両重量	±50kg	検査対象軽自動車、小型自動車
	±100kg	普通自動車、大型特殊自動車

2. 一時抹消登録等を行った自動車の新規検査等における審査結果の通知の取扱い

- (1) 自動車技術総合機構は、一時抹消登録等を行った自動車の新規検査又は予備検査（以下「新規検査等」という。）の際、1. (2)①から③までの各号の一に該当する場合には、提示された登録識別情報等通知書等に記載されている値と構造等に変更がないものと取扱って差し支えない。なお、現車審査時においては、自動車技術総合機構の審査担当職員は、提示された登録識別情報等通知書等に記載されている値に対して、変更を行う旨の意思を受検者より申告された場合は従前のとおり諸元の計測を行うこと。
- (2) 軽自動車検査協会が行う検査対象軽自動車の新規検査等の場合であっても、(1) の取扱いに準ずることとする。

附則〔令和7年12月12日付け国自整第181号〕

本規定は、令和8年1月1日から適用する。

別紙

国自整第181号
令和7年12月12日

独立行政法人自動車技術総合機構理事長 殿

物流・自動車局長

完成検査終了証が発行された自動車及び一時抹消登録等がされた自動車に係る自動車部品を装着した場合の新規登録等における取扱いについて（依命通達）

別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あてに通達したので、本取扱いに関して了知いただくとともに、遺漏のないようお願ひいたします。

別紙

国自整第181号
令和7年12月12日

軽自動車検査協会理事長 殿

物流・自動車局長

完成検査終了証が発行された自動車及び一時抹消登録等がされた自動車に係る自動車部品を装着した場合の新規登録等における取扱いについて（依命通達）

別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あてに通達したので、本取扱いに関して了知いただくとともに、遺漏のないようお願ひいたします。

国自整第181号
令和7年12月12日

一般社団法人日本自動車工業会会长 殿
日本自動車輸入組合理事長 殿
一般社団法人日本産業車両協会会长 殿
一般社団法人日本農業機械工業会会长 殿
一般社団法人日本建設機械施工協会会长 殿
一般社団法人日本建設機械工業会会长 殿
一般社団法人日本自動車車体工業会会长 殿
一般社団法人日本自動車部品工業会会长 殿
一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会长 殿
公益財団法人日本自動車輸送技術協会会长 殿
一般財団法人日本車両検査協会理事長 殿
一般社団法人日本自動車販売協会連合会会长 殿
一般社団法人日本中古自動車販売協会連合会会长 殿
一般社団法人日本自動車機械工具協会会长 殿
一般社団法人日本自動車タイヤ協会会长 殿
公益社団法人日本バス協会会长 殿
公益社団法人全日本トラック協会会长 殿
一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会长 殿
一般社団法人日本陸用内燃機関協会会长 殿
一般社団法人全国個人タクシー協会会长 殿
一般社団法人全国靈柩自動車協会会长 殿

物流・自動車局長

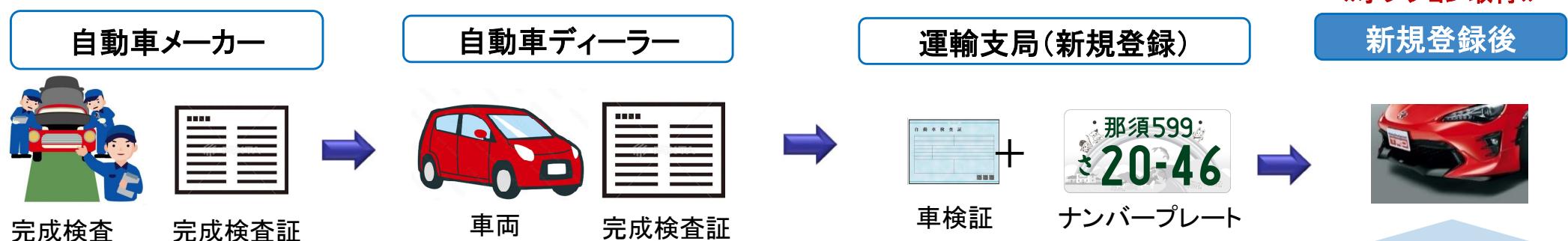
完成検査終了証が発行された自動車及び一時抹消登録等がされた自動車に係る自動車部品を装着した場合の新規登録等における取扱いについて（依命通達）

別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あてに通達したので、本取扱いに関する了知いただくとともに、貴会参加会員（組合員）に対し周知方をお願いいたします。

新規検査時におけるオプションパーツの取扱いの変更について

- 現状、新規登録前にオプションパーツを取付けた場合、自動車技術総合機構(機構)に現車提示が必要。
- このため、自動車ディーラー等は、ユーザーとの販売契約が終了しても、新規登録が終了するまでオプションパーツの取付け作業に着手できない。
- 整備士不足等を背景に、計画的な作業を実施したいとの自動車ディーラー等の要望を踏まえ、一定の範囲内のオプションパーツの取付けであれば、機構への現車提示を不要とする(令和8年1月施行)。

《オプション取付》



一定範囲内の寸法の増加等の改造の場合は機構への現車提示が不要
(日米協議を踏まえ平成7年に措置)

オプションパーツの例



[エアロパーツ類]



[バイザー類]



[ルーフ・ラック類]



[泥よけ類]

《オプション取付け》

完成検査時と相違のため現車提示が必要



機構が保安基準適合性を審査

<今回措置>

一定範囲内の寸法の増加等のオプションパーツの取付けであれば、機構への現車提示を不要とする